

3. 法学部、法学研究科

(分析項目Ⅰ 研究活動の状況 10)

(分析項目Ⅱ 研究成果の状況 11)

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

〔判定〕 高い質にある

〔判断理由〕

研究活動の基本的な質を実現している。

法実務・行政実務との情報交換ネットワークである法政実務交流センターにおいて、専任教員、法律実務家及び行政実務家との共同研究が進められ、「法政実務フォーラム」、「霞が関リレー特別講演」などの取組が進められている。また、教員の研究内容についても、学会賞やその他の賞を受賞している。

〔優れた点〕

- 法学研究科の附属教育研究施設である法政実務交流センターは、法律実務経験の豊富な専任教員や現役の法律実務家及び行政実務家等により構成され、共同プロジェクトを通じて関係機関・組織との情報交換ネットワークを構築している。その活動として、法政実務フォーラムを第3期中期目標期間に計8回開催し、さらに、公共政策大学院と連携をとりつつ中央省庁より講師を招き最新の行政課題や施策の現状を紹介する「霞が関リレー特別講演」を第3期中期目標期間に計31回開催している。
- 平成28年度から令和元年度にかけて、のべ13名が学会その他の賞を受賞した。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

〔判定〕 特筆すべき高い質にある

〔判断理由〕

学術的に卓越している研究業績、社会・経済・文化的に卓越している研究業績が、それぞれ、12件、4件との評価を受けており、現況分析単位の目的・規模等を勘案し、特筆すべき高い質にあると判断した。

とりわけ「債権総論の研究」、「日本損害賠償法の研究」などの私法学上の重要な研究業績、「法治行政論の研究」、「法治国原理と公法学の課題に関する研究」などの公法学の根幹に関わる研究業績、そして「ザクセン＝マクデブルク法圏における法の実態——『ハレ参審人文書』を例として」といった法制史に関わる資料的価値も高い研究業績など、幅広い分野にわたって学術的に卓越した研究業績を数多く生み出している。また、「刑事手続におけるプライバシー保護のあり方についての研究」のように、社会・経済・文化的に卓越している研究にも取り組んでいる。